

新ごみ処理施設の整備に関するお知らせ

環境課廃棄物・リサイクル担当 (☎ 594-5553)

新ごみ処理施設の整備促進に関する基本合意の締結について



新たなごみ処理施設の整備について、9月16日に鴻巣市、吉見町との基本合意を締結しました。

今後は、北本市、鴻巣市、吉見町の2市1町による枠組みで、基本合意をもとに埼玉中部環境保全組合を事業主体として、新ごみ処理施設の整備を進めてまいります。

新ごみ処理施設 Q&A



なぜ、新しいごみ処理施設をつくるの？

現在のごみ処理施設は、稼働から38年が経過し、老朽化が進んでいるためです。ごみの処理は一日も止めることができない重要な事業であり、現在の施設の耐用年数などを考慮すると、新たな施設の整備は急務です。

なぜ、2市1町でごみ処理を行うの？

共同で一つのごみ処理施設を整備することで、単独で行うよりも建設や維持管理の費用を抑制できるというメリットが考えられます。埼玉中部環境保全組合の構成市町である鴻巣市および吉見町とは、38年に渡りごみ処理を合同で行ってきた実績と経験があり、2市1町が連携して新たなごみ処理施設の整備に取り組むことは、より安定した事業の推進につながるものと考えます。

完成までどのくらい時間がかかるの？

他市の事例等から、ごみ処理施設建設の調整を始めてから10年程度を要するのが一般的です。

場所は決まっているの？

基本合意書にて、建設予定地を鴻巣市郷地安養寺地内としています。今後、建設予定地の地元地権者および周辺住民の皆さんのご理解をいただきながら事業を進めてまいります。なお、建設場所については埼玉中部環境保全組合により決定されます。

費用はどのくらいかかるの？

建物の規模や構造、処理方法などについては、これから検討していきます。財政計画やコスト比較等を行ったうえで、より適正な価格での建設に努めます。